

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】平成19年1月25日(2007.1.25)

【公開番号】特開2005-180635(P2005-180635A)

【公開日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-026

【出願番号】特願2003-424885(P2003-424885)

【国際特許分類】

F 16 H 55/36 (2006.01)

F 16 C 19/54 (2006.01)

F 16 D 41/06 (2006.01)

【F I】

F 16 H 55/36 Z

F 16 C 19/54

F 16 D 41/06 F

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月30日(2006.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

二方向クラッチと、該一方向クラッチの両端に配置され、ブーリに加わるラジアル荷重を支承するサポート軸受と、を前記ブーリと軸との間に備え、前記一方向クラッチが噛み合うことで前記ブーリと前記軸との間で回転力を伝達するブーリユニットであって、

前記一方向クラッチは、クラッチ外輪の内周面或いはクラッチ内輪の外周面に形成されたカム面と、前記カム面が形成された前記クラッチ外輪或いは前記クラッチ内輪と供回りして、ローラを前記カム面の適切な位置に保持するローラ保持器とを有するローラクラッチであり、

前記ローラ保持器の外側面は、前記サポート軸受の外輪の肩部と対向し、前記ローラ保持器の外径は、前記サポート軸受の外輪の肩部の内径よりも大きく設定されることで、前記ローラ保持器の軸方向への動きが規制されていることを特徴とするブーリユニット。

【請求項2】

前記クラッチ外輪と前記クラッチ内輪の少なくとも一方は、それぞれ、前記ブーリと前記軸に固定されたスリープと一体に形成されることを特徴とする請求項1に記載のブーリユニット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の上記目的は、以下の構成により達成される。

(1) 二方向クラッチと、該一方向クラッチの両端に配置され、ブーリに加わるラジアル荷重を支承するサポート軸受と、を前記ブーリと軸との間に備え、前記一方向クラッチが噛み合うことで前記ブーリと前記軸との間で回転力を伝達するブーリユニットであって

前記一方向クラッチは、クラッチ外輪の内周面或いはクラッチ内輪の外周面に形成されたカム面と、前記カム面が形成された前記クラッチ外輪或いは前記クラッチ内輪と併回りして、ローラを前記カム面の適切な位置に保持するローラ保持器とを有するローラクラッチであり、

前記ローラ保持器の外側面は、前記サポート軸受の外輪の肩部と対向し、前記ローラ保持器の外径は、前記サポート軸受の外輪の肩部の内径よりも大きく設定されることで、前記ローラ保持器の軸方向への動きが規制されていることを特徴とするブーリユニット。

(2) 前記クラッチ外輪と前記クラッチ内輪の少なくとも一方は、それぞれ、前記ブーリと前記軸に固定されたスリープと一体に形成されることを特徴とする(1)に記載のブーリユニット。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明のブーリユニットによれば、ローラ保持器の外側面は、前記サポート軸受の外輪の肩部と対向し、ローラ保持器の外径は、サポート軸受の外輪の肩部の内径よりも大きく設定される。これにより、ローラ保持器の軸方向の動きがサポート軸受の外輪の肩部によって規制され、クラッチ外輪の両端に伸延部を有するブーリユニットと比較して、ローラクラッチの軸方向長さを短くすることができ、ブーリユニットを小型化することができる。